

商工神奈川 2024 10


学校給食受注組合懇談会・平塚地域組合交流会 開催!



No.802

Contents

- 〈特集1〉第2回「特定技能制度」適正化、
国内外の動きに備える2
- 〈特集2〉カスタマーハラスメントの実態と対策4
- 組合あてな6
- 中央会トピックス6
- 情報連絡員の声9
- 組合Q&A 12
- 今月の逸品・編集後記・情報募集・PRひろば 13

詳細は8ページに掲載しています! 



“人を「^{つな}ぐ」・組織を「^{むす}ぶ」・地域を「^{つな}ぐ”

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

これからの外国人材受入れの視点
～「育成就労制度」など国内外の動きを見据えて～

第2回「特定技能制度」適正化、国内外の動きに備える

神奈川県行政書士会
国際部 副部長 笠間 由美子

1. はじめに

前号では新たに創設される「育成就労制度」の概要を確認いたしました。今号では、「特定技能制度」の適正化、そして国内外の様々な動きを確認しながら、企業、そして監理団体、登録支援機関として事業展開する組合等の皆様が、外国人材受入れ・活用のために、どのように備えたらよいのかについて検討してみたいと思います。

2. 特定技能制度はどう変わるのか

特定技能制度については、ドラスティックな改革はなく、適正化を図った上で現行制度を維持する方向です。また、特定産業分野の追加、業種の追加・再編などの動きも活発化しています。今後の外国人受入れは「特定技能」が軸になっていくとも言われており、これらの動きにも注視が必要です。

ポイント1 | 登録支援機関の適正化

特定技能外国人に対する支援については、支援業務の委託先が登録支援機関に限定されます。また、支援責任者の講習受講といった要件の厳格化や、支援実績・委託費の開示などが義務付けられることとなりました。加えて、支援メニューに「キャリア形成支援」も追加されており、特定技能2号への移行等の支援を行うこととなります。

ポイント2 | 外国人労働者の育成就労制度からの移行

育成就労制度から特定技能1号への移行については、技能検定試験3級等または特定技能1号評価試験の合格に加え、日本語能力 A2相当以上の試験(N4など)の合格を要件(当分の間、相当の講習受講で対応可能)とすることが求められます。つまり、特定技能1号外国人の要件として、育成就労からの移行の場合「良好に修了」では移行できなくなったことに注意が必要と言えます。

育成就労制度、特定技能制度の両制度を吟味し、育成就労→特定技能ルートで受入れを進めるか、試験合格者を特定技能から受入れるかについて、様々な角度から戦略的に検討を進める必要がありそうです。

ポイント3 | 特定産業分野や業務区分の追加・再編が活発化

2024年3月29日の閣議決定により、「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」、「木材産業」の4分野が新たに追加されました。また、3つの既存の分野で業種追加・再編等が行われています。

①工業製品製造業分野(「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」から名称変更)

紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、RPF製造、印刷・製本という業種を新たに追加。

②造船・船用工業分野

業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲を拡大。

③飲食料品製造業分野

受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食料品部門における惣菜等の製造も可能に。

3. これらの動きを見据えて、準備すべきことは

次に、昨今の国内外の動きも見ながら、企業や組合等の皆様に検討いただきたい事項を4点述べさせていただきます。

1) 詳細が決まるのはこれから

育成就労制度の創設、特定技能制度の適正化については、6月の法改正では大枠が決まりましたが、3年後の施行に向けて、詳細の検討は現在も続いています。現時点ではどのような運用となるのか分からないことも多く、より正確な情報を迅速に得られるよう努力したいところです。

一方、詳細が固まっていないということは、業界をあげてのロビーイングの余地がまだあるということかと思えます。特定産業分野に含まれていない産業分野・業務区分については、あきらめず要望していきましょう。

2) 「外国人の人権保護」を重視した制度見直しであるが故に

これまで以上に細かく規則が定められることが予測されます。受入れ企業、監理支援団体、登録支援機関など制度に関わる者はすべて、制度に熟知していないと、ルールを踏み外し、育成就労計画の認定取消し、監理支援団体許可の取消しなどの致命的な事象を引き起こしてしまうかもしれません。よって、組合等はまず自らが制度についてきちんと理解し、これを会員企業に対してしっかりと情報提供、意識喚起、指導、助言をして、彼らが道を踏み外さないようにする必要があると言えるでしょう。今回の改正で不法就労助長罪の法定刑の引上げも盛り込まれているので注意が必要です。

加えて、人権尊重を重視する近年のグローバル社会においては、企業が起こした差別などの人権トラブルを原因に商品・サービスの不買運動や投資先候補からの除外が起こり、売上にも影響します。「ビジネスと人権」を意識した経営を行うことは、企業が安定的に資金を確保し、売上拡大を図るためにも重要な一手です。これまで以上に、コンプライアンス意識を高める必要があることを申し添えたいと思います。

3) 企業の人材戦略・事業戦略の視点から

外国人材には、語学や日本人にはない視点・能力、本国とのネットワークなどの「外国人ならではの強み」があります。これらを活かして、新しい事業、新しい商品・サービスを実現させたり、海外という新しい市場へのきっかけにしている企業も少なくありません。いわゆる「ダイバーシティ経営」です。やりがいを感じた外国人労働者のモチベーションアップは、定着率アップにもつながるでしょう。

人手不足解消の手段としてだけでなく、事業の発展の為に、外国人材の強みを活かすという発想をぜひ持っていただきたいと思えます。外国人材の受入れは、最初にコスト・手間等が掛かるかと思いますが、このような発想で中長期的に取り組むと、初期投資が解消できると感じられるのではないのでしょうか。

4) 選ばれる日本、企業になるという視点から

最後に、日本にとってあまり良くない話題についてお話をします。円安が進み、日本円の価値が下がっている現実があります。高い賃金を期待する外国人労働者は、この点に非常に敏感です。しかも、世界中で人手不足が生じ、国際人材獲得競争が激化しています。他国がよりよい賃金を提示しているのも事実です。

これまでのように、待っていても外国人が来てくれる時代は終わりつつあります。日本企業も積極的に自社の「魅力づけ」をしなければいけなくなりました。より賃金格差が大きい国からの受入れに移行するという手段もありますが、明瞭な賃金体系を整備する、キャリアパスを明示する、公正な評価システムを構築する、メンター制度を設けて孤立化を防ぐなど、働く環境を整備するのも一案です。このような“外国人目線”での検討を、ぜひ企業、組合等の皆様の現場でも進めていただければと思います。

カスタマーハラスメントの実態と対策

社会保険労務士法人ことのは 社会保険労務士 益子 英之

カスタマーハラスメントとは

近年、「カスタマーハラスメント(カスハラ)」が社会問題として注目されています。

顧客や取引先からのクレーム(苦情や意見、要望等)は、業務の改善や新たな商品又はより良いサービスの提供につながる貴重な情報なので、至らない点があればそれを謙虚に受け止め、改善に向けた努力を重ねていくことが求められます。

その一方で、消費者の権利意識の高まりとともに、企業に対して必要以上に強い態度で臨む人が増えてきました。その苦情等が、理不尽なものであったり、暴行、脅迫、ひどい暴言等を伴うものであれば、それは「著しい迷惑行為」としてカスハラに該当します。

業種や業態、企業文化などの違いから、カスハラの判断基準は企業ごとに違いがありますが、飲食業やサービス業を中心にエンドユーザーと直接接点を持つ業種で多く発生している傾向があります。

カスハラの影響(なぜカスハラ対策が必要なのか)

カスハラは、「お客様は神様です」というフレーズを盾にとった、個人的な感情に基づいた社会通念上不相当な攻撃的な行為であり、従業員に大きな負担をかけるばかりではなく、企業経営にも大きな影響を与えます。

①従業員の精神的な負担、サービスの低下

カスハラを受けた従業員は、精神的なショックを受け、モチベーションが上がらず、本来提供すべきサービスの質が低下します。ひどい場合にはうつ病を発症したり、休職、離職をしてしまうこともあります。

②企業のイメージダウン

カスハラへの対応を誤ると、SNSなどを通じて情報が拡散されることがあります。それが外部に知れ渡ると、企業のイメージが悪化し、顧客からの信頼を失う可能性があります。一度ついた悪いイメージを払拭するのは容易ではありません。

③訴訟リスク

カスハラが原因で精神的なダメージを受けた従業員が、会社に対して損害賠償を求める訴訟に発展するケースもあります。

代表的なカスハラ

顧客からの要求内容に妥当性があつたとしても、カスハラと判断されるケースもあります。

①正当な理由のない要求

商品やサービスの品質に問題がないにも関わらず、全額返金や値下げ、商品交換を要求する。契約内容を超えた過剰な要求や制度上対応できないことへの要求。契約破棄をちらつかせた無理難題の要求など。

②暴言・脅迫など

侮辱的・威圧的・差別的・性的な言動や、暴力行為をちらつかせたりする。

③長時間・繰り返しクレーム

同じ内容のクレームを執拗に繰り返したり、長時間拘束するような行為を行う。

④個人への攻撃・要求やSNSなどでの誹謗中傷

文書等での謝罪や土下座を要求、SNS やマスコミへの暴露をほのめかした脅し。

カスハラ対策例

カスハラは従業員の就労環境が害される行為なので、カスハラから従業員を守ることは、企業の社会的責任です。企業はカスハラを容認しない方針を策定し、安心して働ける環境を提供することで、従業員のモチベーション向上や定着率の向上に繋げていくことが求められます。

①相談窓口の設置

軽微と思われる事案であっても、深刻な問題が潜んでいる場合があります。初期対応を誤ると、問題解決に支障が出るばかりではなく、従業員の不信感を生むこととなります。カスハラを受けたときに相談できる窓口を設置して、被害を受けた従業員に対する配慮の措置(メンタル不調者への対応等)を適正に行う体制を整備しましょう。相談窓口は、カスハラだけのために特別に設ける必要はありませんので、パワハラ相談窓口等で対応しても良いでしょう。

②研修の実施

従業員に対してカスハラに関する研修を行い、自社におけるカスハラの判断基準を共有し、対応方法を身につけましょう。また、自らがカスハラの行為者にならないための視点で研修を行うのもいいでしょう。例えば、取引先に対して、優位な立場にいることを利用した暴言(担当者を執拗に責めたり、人格を否定するような発言)や特別扱いの要求(不可能な納期や、達成が困難な品質レベルの要求、不当な値下げ(値上げ)の要求など)を行わないようにして、自分の言動が会社全体のイメージに影響を与えることを自覚させるようにしましょう。

③マニュアルの作成

カスハラ発生時の対応マニュアルを作成し、従業員が適切な行動を取れるようにします。従業員だけでは対応できないような複雑な問題が発生した場合でも適切に対応できる「エスカレーション体制」を明確化します。

※エスカレーション体制とは、トラブル等が発生した際に、現場スタッフが解決や対応が困難な場合に、上位の職位にある上司や責任者に対応を委ねることや指示を仰ぐことを指します。相談対応者を決めておき、従業員に広く周知します。

④録音・録画の許可

顧客とのやり取りを録音・録画できるようにし、証拠を確保するようにします。

⑤複数対応制

顧客との窓口は1つだとしても対応者を一人にはせず、サブ的立場の人を置いたりするなどの人員配置を検討しましょう。

今後、国は法的措置も視野に入れ、カスハラ対策を強化する方針を出してパワハラ同様の防止措置を企業に義務付けるなどの検討もしているようです。実際にカスハラの問題が発生している事業所では、法制化を待つことなく、早めに対応策を取るようにしましょう。

益子先生によるカスタマーハラスメント講座は令和6年12月17日(火)午前中に実施予定!

組合単位での講習会の開催や、専門家を交えたカスハラ対応策の検討なども、
ご要望がありましたら本会までご相談ください。

「組合まつりinTOKYO ~技と食の祭典!!~」開催のお知らせ

本イベントは、東京都をはじめ全国の中小企業組合から出展を募り、組合の知名度向上、新たなビジネスチャンスやビジネスマッチングの創出、地域の魅力発信を目的とした、全国規模の展示会です。リアル会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で開催いたします。

神奈川県からは、神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合が全国物産ブースに出展します。期間中、全国各地の地域産品が一堂に会し、普段の生活ではなかなか触れることのできない職人の技や伝統、そして未来を見据えた最先端の感性を、無料でどなたでもご覧いただけます。

また、オンライン版「組合まつり」では、ECサイトを通じて一部の商品を購入することも可能です。ぜひご自宅からも、組合まつりにご参加ください。

リアル展示会

開催期間 令和6年10月30日(水)～31日(木) 10:00～19:00(31日は17:00まで)

開催場所 東京国際フォーラム ホール E (東京都千代田区丸の内三丁目5番1号)
JR線 有楽町駅より徒歩1分、東京駅より徒歩5分

※事前の来場登録をお勧めいたします。組合まつりのサイトからユーザー登録を行い、返信メールの画面かメールのプリントアウトをお持ちください。



組合まつり
特設サイトはこちら

オンライン展示会

開催期間 令和6年10月16日(水)～令和6年11月8日(金)

開催 URL <https://kumiai-matsuri.jp>

主催 東京都中小企業団体中央会

神奈川県の出展組合

・神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

ハマの職人技を見て体験できる一日！～よこはま技能まつり開催～

横浜市技能職団体連絡協議会(ハマ技連)主催のイベント「よこはま技能まつり」が開催されます。このイベントは、ものづくりの素晴らしさを広く伝える場として、毎年開催されており、今年で第43回を迎えます。

当日は、職人の指導のもと作品を制作できる体験コーナーや、職人技の実演、作品の展示販売などが行われます。ステージイベントでは、神奈川県家具協同組合による椅子張りの実演や、神奈川県クリーニング生活衛生同業組合によるアイロンがけの実演も予定されています。

ぜひご参加ください。



イベント詳細

開催日時 令和6年11月3日(日・祝) 10:00～15:30

開催場所 横浜市技能文化会館(横浜市中区万代町2-4-7) ※一部、大通り公園で実施

参加組合
・神奈川県スクリーン・デジタル印刷協同組合
・神奈川県クリーニング生活衛生同業組合
・神奈川県家具協同組合
・横浜市豆腐商工業協同組合
・(一社)神奈川県広告美術協会横浜横須賀支部
・横浜市左官業協同組合
この他、多数の団体が参加します。

参加組合物品販売

・横浜市豆腐商工業協同組合
・神奈川県スクリーン・デジタル印刷協同組合
・神奈川県家具協同組合
絹生揚げ、がんもどきの鉄板焼き、豆乳おからドーナツ等
トートバッグ
革のはぎれ

参加組合体験コーナー

・(一社)神奈川県広告美術協会横浜横須賀支部
・神奈川県クリーニング生活衛生同業組合
・神奈川県家具協同組合
・神奈川県スクリーン・デジタル印刷協同組合
・横浜市左官業協同組合
オリジナルクリアフォルダづくり
アイロン体験
椅子張り体験
2色刷りトートバッグプリント体験(大人用)
3色刷りトートバッグプリント体験(子ども用)
光る!泥だんごづくり

※事前予約優先のプログラムもございますので、下記ウェブサイトをご確認ください。
<https://hamagiren2024.peatix.com/>



イベントのお問い合わせ先

ハマ技連事務局 電話 045-650-5811(月水金13:00～17:00) E-mail: info@hamagiren.net
横浜市(経済局雇用労働課) 電話 045-671-4098(平日9:00～17:00) E-mail: ke-ginou@city.yokohama.jp

業種別・地域別交流会の開催

本会では、本年度より、業種別・地域別交流会を企画し、開催しています。本事業は、同業種間や同地域内での交流を促進し、組合間の連携を図ることで、各団体の事業活性化に寄与することを目的としています。

学校給食受注組合懇談会を開催しました！

本会は8月26日(月)、HOTEL PLUMM (横浜市西区)において、学校給食受注組合懇談会を開催しました。現在、学校給食事業に携わる複数の組合が、それぞれ異なる価格の決定方法や取引条件で活動しています。今回の懇談会では、学校給食を受注する6つの組合の組合員および事務局から16名が出席し、それぞれの給食受注に関する課題の共有や対応策の検討、情報交換が行われました。

参加者は4つのグループに分かれ、「価格に対する取り組みについて」「食数減少に対する対応について」の2つのテーマでそれぞれが抱える悩みを共有し、解決策を話し合いました。各グループには中央会職員が付き、意見を引き出す役割を担いました。同じ悩みを抱える者同士の共感もあり、時間を忘れるほど活発な議論が繰り広げられ、予定時間を延長して議論が続けられる場面も見られました。最後に各グループで検討した内容を発表し、全体に共有が図られました。

懇談会全体を通じて、同様の悩みや課題に取り組む参加者同士の交流は、各組合にとって新たな刺激となり、非常に有意義な時間となりました。



意見交換会の様子



発表の様子

お問い合わせ先

本会 組合支援部 高達・原・熊谷 電話 045-633-5132

平塚地域組合交流会を開催しました！

本会は9月11日(水)、グランドホテル神奈中平塚(平塚市)において、平塚地域組合交流会を開催しました。

本交流会は地域内での交流促進や組合間連携を図り各団体の事業活性化を目的に開催するもので、今回は平塚市を対象地域として、14組合34名(関係機関10名含む)参加のもと講演会、意見交換会、懇親会の3部形式で行われました。

講演会では一般社団法人ココロバランス研究所の島田恭子氏を講師としてお招きし、近年問題視されている「カスタマー・ハラスメント」をテーマに実情や組織の対策方法、コミュニケーションの取り方等を解説いただきました。続いて行われた意見交換会では各組合の活動内容や課題等について情報共有を図り、同じ地域内の組合についてお互い理解を深めました。

終了後の懇親会では参加者同士の名刺交換や情報交換が活発に行われ、本交流会を通じて平塚市内の組合ネットワークづくりとして非常に有意義な時間となりました。

お問い合わせ先

本会 組合支援部 河合、岩下 電話 045-633-5132



講演会の様子



懇親会の様子

製造業

食料品

パン 資材価格のアップがあり、10月からは最低賃金がアップすることもあり更なるコスト増の懸念がある。物価上昇が続いておりパンの販売価格を上げたが年内にもう1度値上げをしないといけない状況になる。年内に2度の値上げは集客減、買い上げ点数減になる可能性が高くなるため見極めも難しい。給食がない夏の期間をどう乗り切るかが課題となっている。昨夏よりも雨の日が少なく集客は昨年よりも良いという店舗もある。

酒造 令和6年7月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比131.07%と上回った。内訳は吟醸酒131.74%、純米吟醸151.04%、純米酒130.95%、本醸酒71.45%となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比55.93%と下回り、合計で対前年比112.93%と前年を上回る結果となった。

ひもの 小売店舗は、猛暑のなか健闘していたが、月末の台風の影響が大きく昨年に一歩及ばなかった。また、市場・量販店関係も善戦しているが今一つの実績になっている。今秋からの人件費・資材の値上げのうわさもあり、全体的に厳しい状況が予想される。

木材・木製品

家具 ①円安の底入れは、原材料のこれ以上の値上げ抑制に期待されている。国産材(シナなど)への切り替え、ラワンからポプラ材への切り替えなど知恵を出している。②人材の確保や定着に苦慮している。③受注は底入れ感があり今後期待感がある、との声もある。当組合では、前期の技能検定の実技試験を実施し、受検者は、30名と例年より増加している。技術の向上意欲は高いものがある。

印刷

製本 8月は例年と変わり映えしなかった。酷暑のなか野外イベントなどの印刷物は少なかった。人の外出も少なかったように思える。台風の影響が心配される機会も何度かあったが組合員への影響はなかった。円高の動きは見えるものの資材の値上げは続き、最低賃金の上昇も控えており製造コストの高騰はつづく。

印刷 日本製紙連合会はこのほど、「2024年7月 紙・板紙需給速報」を発表した。紙・板紙の国内出荷は前年同月比3.3%増、23ヶ月ぶりのプラス。グラフィック用紙は4.9%減、30ヶ月連続のマイナス。パッケージング用紙は7.4%増、2ヶ月ぶりのプラス。主要品種は包装用紙、段ボール原紙、白板紙、衛生用紙がプラス。紙・板紙の在庫は前月比70千トン減、2ヶ月連続の減少。グラフィック用紙は13千トン減、2ヶ月連続の減少。パッケージング用紙は53千トン減、3ヶ月ぶりの減少。衛生用紙は4千トン減、3ヶ月ぶりの減少。グラフィック用紙では、新聞用紙が減少。パッケージング用紙では、段ボール原紙を中心に包装用紙、白板紙が減少。

化学・ゴム

石油製品 今月の景況について、組合員から、「増加、販売価格上昇、収益好転であるが、原材料の値上げは継続している。」という情報と、「半導体生産面積が拡大しているが、上流工程での受注は軟調で、回復にはもう少し時間がかかる見込み」とそれぞれ情報が寄せられた。

窯業・土石製品

砕石 前月同様湘南地区の生コンクリートの出荷が減少したため、骨材の出荷も減少した。また、台風、猛暑の影響で現場作業が遅れている。

鉄鋼

工業塗装 前年同月は一括受注があり一時的に売り上げが多かった。2024年9月以降、防衛産業の受注増加が継続するため、業績は好調に推移する予定である。

工業団地(相模原市) 8月の共同受電使用量は前月比-9.53%となった。(前年同月比-3.29%)団地内企業の夏季休暇は、前年6日間の企業が多かったが、今年は暦の関係で9日間の企業が多かったことにより工場稼働日数が減となり、電力使用量は前年比マイナスとなる。食品大手は例年通り1日だけの休みだったので電力使用量は前年比若干のプラスであった。

工業団地(相模原市) 全体の業績が好転する状況にはなっていない。台風10号の影響と思われる集中豪雨で団地内の工場で床上浸水の被害発生。工作機械や製品、材料等が水没した。道路冠水が時々発生しているので排水処理の改善を行っていたが不十分さが露呈した。

金属

金属製品 8月度は稼働日数が少ないので増減はよくわからないが、売り上げ増の傾向には無いようだ。10月からの最低賃金の50円増は中小企業には大きな痛手になりそうである。

輸送機器

艦船製造・修理 造船の原材料の鉄鋼価格への影響や景気指標の一つでもある、鉄スクラップの国内相場が8月も続落となった。夏枯れで需給に大きな変化はないが、「為替」と「海外安」の外部要因で一気に値下がり加速したもの。8月末の炉前価格が前月末比較で関東は約5,000円・関西は約3,000円値下がりをした。景気減速の兆しと、鉄鋼製品価格の高止まり解消の兆候が見え隠れする。

その他の製造業

工業中心の複合業種(川崎市) 会員の殆どが受注大幅減。今、稼働中の仕事が終わると後の受注が全く入ってこない状況、廃業も考え始めている事業所も出てきている。事業所によっては、関西、九州にも営業に行く等、業種に関係なくかなり厳しい状況になってきた。不調の原因も見えてこない。

工業中心の複合業種(厚木市) 半導体製造装置関連・自動車の需要が思うように伸びず、中国経済の先行き不透明感、ウクライナ・中東情勢などにより、設備投資・工作機械受注が伸び悩む。人材不足や人件費高騰に対しては自動化・効率化・環境対応などの新たな需要が期待でき、賃金上昇に繋がれば景気高揚が期待される。

神奈川県景況天気図／全国の調査結果はこちら

神奈川県の
景況天気図は
こちら



毎月25日ごろまでに
前月分を更新します。

全国の
景況情報は
こちら



【8月分】



【過去分】

菓子卸 売上に関しては、商品の値上げが続いており、増加しているようだが、経費も増加しており、全てが利益になっていないようだ。労働力の確保や10月からの最低賃金の改定もあり、給与や賞与のことも考えなければならず、厳しい状況が続くそうである。

卸団地 売上については、前年同月比で増加となったが、新型コロナ禍以前(4年前)と比較した場合、依然減収している状況。(一部の企業では4年前対比増収となっている。)取扱い商品・販売ターゲットによって、業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増と、ロシアのウクライナ軍事侵攻等による原油高、半導体不足、小麦不足等によって、海外調達遅延、仕入価格上昇、物流経費増加によって、変動費が上昇し、収益悪化が表れている。現時点では、材料等仕入れ価格の上昇、電気料と物流経費増加分を販売価格に一部転嫁実現できた企業もあるが、依然中小企業の大半が転嫁することが、厳しい状況。(売上先により格差がある)物価高等の変動費上昇分を売上転嫁できるか否か、特に中小企業の事業継続の鍵を握るものと思慮。

リサイクル(横浜市)

【新聞古紙】

新聞用紙の減産を受けて、韓国メーカー、マレーシアメーカーともに消極的な購買を続けており、発生減と国内の強い需要のもとでは輸出玉の確保が非常に難しい状況。

【雑誌古紙】

現時点でメーカーは積極的な購買姿勢を崩しておらず、主にマレーシアメーカーの需要が強いが、インドネシアも海上運賃の値下げが一部で見られ、急激な円高の中ではあるが、仕入れ競争により店頭価格は若干上がり傾向となること想定される。

【段古紙】

国内メーカーの底堅い需要、回収減、輸出玉の取り合いによる仕入れ市況過熱により、売価への上昇圧力が強くなっているものの、台湾、ベトナムメーカーは9月より、生産調整及び荷止めを発表し、購買量を大幅に削減予定。海上運賃値下げ、国内需要強を背景に、店頭価格は若干上がり基調だが、需要の減少を受け、販売価格が上向かない可能性が高い。

【シュレッター】

現状ベトナムの需要が非常に低い状態が続いており、ドル価が上がる目途は見えない。国内の引き合いも強い中、輸出玉の確保が難しい状況。

リサイクル(大和市) 古紙市況は、市中発生量減少が続いており、問屋の在庫量も前年比マイナスとなっている。輸出については、輸出価格が7月から下落傾向であったが、8月は次第に下げ止まりで停滞している状況である。鉄スクラップ市況は、為替相場の影響で価格が下落傾向にあり、夏季のメーカー生産減産期もあり、弱気ムードとなっている。海外市場も主要のトルコ向けが下落しており、秋以降はアジア向けの新規成約、需要の回復と為替相場の動向が注目される。アルミ市況は、膨大なアルミ消費国である中国の需要低迷や円高がネックとなり弱気傾向が続いている。

機械器具 どの業界も直面している課題として事業承継問題が有り、当組合もM&Aや廃業が進んでいる。慢性的な人手不足により社員の高齢化も進んでいる為、人の確保、育成が最重要課題と位置付けられている中、働きかた改革や賃金アップなどの取組みもあり、益々厳しい経営環境に立たされている。

菓子 酷暑にて来客なし。冷たい物に集中。

酒販 商品券の販売については、前年同月より増加。累計ではほぼ前年並みではあるが若干下回っている。使用済商品券の回収は前年より2割程度ダウンしているが、累計では前年を超えている。販売での収益は少ない為、収益状況はほぼ前年と同じ。

電化製品 猛暑、酷暑の中での夏商戦だったが、地域家電店のエアコン取付実績は店間格差はあるが全体的には「もう一歩」というのが実態であった。冷蔵庫もやや伸び悩んでいる中、パリ五輪の影響が多少あったが、テレビの需要はやや回復の機運が見られる。店主の平均年齢も増々高齢化となり、後継者不在の地域家電店も廃業せざるを得ない状況が続いている。後継者がいて元気に営業を展開している店との格差を感じる昨今である。

書店 各地で書店が姿を消すなか「街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟」を自民党の議員の中で立ち上げた。アマゾンなどのネット書店との競争をするなか、本は定価で販売することの根拠になる「再販制度」があるが、ネット書店では送料無料やポイント還元で実質的に値引きが行われているとし、一定の制限やルールを設けることを話し合った。

青果(小田原市) 8月も猛暑とお盆休暇、月末のノロノロ台風風、高値が続く(この業界では悪天候の為の出荷不足、生産者の休業の為の品不足、又傷等のイタミの為の品質の劣化による品不足の時に高値になる)この時期の主産地である北海道での生育遅れや乾燥が不十分の為の根ぐされ等、価格は高い也、品質が悪い也で、小売にとっては先月に続き厳しい月となった。

青果(横須賀市) 8月に入っても長引く記録的な猛暑や豪雨により、国産野菜・果物の作柄悪く、品質低下により、各産地の出荷が不安定になり相場は高騰の嵐の状況が続く、仕入れ荷揃いは、苦戦を強いられた。需要もお盆休み・夏休みで学校給食も無く、コメ不足による混乱。青果物以外の食品の値上げもあり、生鮮野菜・果物の販売には厳しい展開であった。総体的には、取引量前年比109%、取引高前年比122%であり、お手上げ状態であった。

鮮魚 後半に見かけるようになった「新サンマ」。やはり細い。台風の進路、特に速度によって水揚げの有無が大きく変わる、入荷状況は非常に悪い。

燃料 大手元売り会社の25日以降出荷分の石油製品仕切り価格は、前週比4円/Lの下落となった。原油価格・為替レートの方が、2週ぶりにコスト下落方向に傾斜している状況。8月積みサウジ調整金も元元算定仕切の下げ幅を広げた形となった。また、政府はコスト低下を受けて、燃料油調整緩和措置の補助額は、3円40銭縮小され、16円60銭になっている状況である。これにより、補助金を織り込んだ実質ベースでは、60銭/Lの下落となっている状況である。8月28日公表の神奈川県のレギュラーガソリンの平均価格は172.3円/Lという状況であり、全国で見れば、1番高い県は、長野県で182.4円となっており、神奈川は34番目で低い状況という結果である。

共同店舗 2Fテナントが定借の為8月に退去。前払いの為8月においては8月の収入が減った。入店申し込みはなし。

タイヤ販売 酷暑が続くせいか、タイヤバーストが増えている。台風が過ぎた翌日から道路に釘などが飛ばされるせいかパンクの原因になりやすいのも要因のひとつだろう。タイヤ生産は前年比よりも減少しているが、出荷は増加している。神奈川県中小企業生産性向上促進事業費補助金を組合全体でサポートできるよう、すすめている。今後も県や市の補助金など組合員にとって有用なものを組合全体でサポートできるよう体制を整えていくつもりである。

商店街(藤沢市) 猛暑が続く、オリンピックイヤーでテレビ観戦する高齢者が多く、本来であれば、外出を控え、来街者は減少するのだが、南海トラフ地震への警戒情報がTVで流れ、台風などの災害に備えようと、消費者が米や加工食品を中心に買い込む動きが活発化していることが、売上面に大きく貢献している。また、プレミアム商品券の利用最終月であることもプラス材料である。10月の最低賃金の大幅な上昇に備え、販売・サービス価格の見直しをはかる店舗があり、客足動向にマイナスに左右しないよう、今秋以降のセールイベントを強化していく予定である。

商店街（川崎市） 今月は引き続き暑い日が続く、また台風による影響もあり通行量が少なく、食料品以外の物販店の売り上げには厳しい状況であった。昨年以上に暑い日が続いているので、来年もこの状況が続くようであれば厳しい。コロナがひと段落して閉店するお店が増えている。

商店街（横須賀市） 8月期も猛暑が続く、後半の台風10号の影響もあり、依然として物価高が続く米不足も加わり消費を喚起する材料もなく厳しい状況が続いている。

商店街（横浜市） 人員不足による人件費の高騰、原材料費の上昇を価格に転嫁できないお店も多く、収益率は下降気味である。物販は新札対応など経費も増大し苦しい状況が続いている。

温泉旅館・ホテル 8月は夏休み期間でもあり、予約も順調に入っていたが、8日の宮崎の地震後の「巨大地震注意」の発令、9日の県西部地震発生により、若干のキャンセルが発生した。16日の台風による電車の計画運休と月末の台風10号接近により多くのキャンセルが発生し、大きく売り上げを落とした。

建設設計 建築業界では、相変わらず建築資材の高騰が継続しており下がる気配はうすい。また、建築業務では、ソフトとしてBIMを使い3次元モデルを作成するケースが増えている。課題は、意匠・構造・設備が統一して連携がまだ出来ておらず、BIMのメリットが生かされていないのが現状であるが、将来必ず必要なソフトである。その他、小規模な改修計画は随時、公表されている。

ファイナンシャルプランナー 新規加入組合員が、現状堅調に推移している。FP関連団体からの紹介や、当組合ホームページからの加入も多い。今後も、多くのチャンネルを利用して、安定した組合員の加入を維持したい。

情報サービス業 前年同月と比較すると、画像認識関連の開発、仮想化関連技術支援等で、売上・利益共にやや好転した。

柔道整復師 今年5月の神奈川県内柔道整復師療養費請求状況は、対前年同月比で97.1%であった。依然として低水準のまま移行しているが、保険を利用されている方は老人医療対象の方で後期高齢者の方が多く、その方々はどうしても施術回数や施術期間が長くなる傾向にある。しかるに今回の療養費の改定では、これらに留意されることなく、低減対象となったり、最悪の場合は償還払いとなったりすることになった。一方、我々柔道整復師もケアなどの分野に参入している方もいるが、その給付対象となる介護保険制度でも利益をなんとか出してきた訪問介護分野に関してその給付を引き下げることとなった。介護も離職者の大きな職種として将来が不安視されているが、我々柔道整復師も利益の出るところにメスを入れられ表面上、療養費の改定にて上がる給付より総合すれば明らかにマイナス改定となることが明白である。また、マイナンバーカードの押し付けの結果としてそれに対応できない接骨院もやはり淘汰してゆくしかないものと思われる。このような給付に係る制度改定が継続してゆけば、後期高齢者の健康、介護に大きな支障が生じ、結果として低賃金で重労働となる医業種の従事者がいなくなるにされ、医療費や介護費が抑制されず、つまり、軽度で済むはずのものが重症化することによりかえって高額な介護費、医療費が重くのしかかることになるのだが、政府はこれをあえて理解しようとしないうように思われる。規制すべきを規制し、緩和すべきは緩和していただければ、有資格医療者と無資格医療類似行為を行うものの立場が逆転してしまう。

警備業 高齢化が進む中、特に今年の暑さは異常で熱中症等による体調不良者が続出し、予期せぬ状況に直面する事が多く、シフトを組むのに非常に厳しい状況に追い込まれた。

管工事 昨年同様、材料の受注は増えており、受注機会等は若干だがいい傾向のよう。しかし、管材などの値上げもあり、経営状態に影響を及ぼすことも引き続き懸念材料である。また、住宅発注件数が落ち着き、減少してきているとの報告もあるため、今後の業界全体の動きに注目していきたい。

電気工事 専門分野業者の確保にゼネコンも苦労しているようだ。発注条件の改善がみられている。技術者(熟練工)不足につき、外注費率が増えた。

空調設備工事 大型現場などは、多くなく。今の現場は、工事の遅れや人手不足で厳しい状況。工場などの改修工事などの方が有ると思う。材料の値上げや働き方改革などで厳しくなっていくかと思われる。

畳工事 8月8日宮崎県で震度6強、9日には、神奈川県でも震度5弱。南海トラフ臨時情報も初めて発表された。台風・酷暑そして諸物価値上がり、今月は仕事の量は、最低。9月は、気温も落ち着いて仕事が出れば、仲の良い組合員が廃業でかなりショック、次は我が身か。

道路貨物 例年に比べ8月のお盆休み期間を長くとる企業が多かったため、実稼働日数が例年より少なくなり収入が減少した。高速道路会社の重量・寸法違反の取締りが厳しくなり、昨年より料金所に加え、本線上での自動取締が行われるようになったため、鉄鋼を中心とする重量物輸送荷主は、軸重違反とならないように積載量を1割減とするなどの対策をさらに強化した。そのため、重量運で輸送を行っている事業者は実質の運賃減となるため、車建への見直しが急務となっている。鉄鋼業界では昨年9月に川崎のJFE高炉が廃止され、24年末には鹿島の日本製鉄の高炉2基の内、1基の廃止が予定されているため、関東地区の荷量がますます減ることが予想される。8月は建材関係の輸送は若干増えたが、全体として4月以降全体的な荷量が減っている。7月以降は特に鉄鋼、自動車関連部品の輸送が減っており、車両台数が減っているのに車両が余っている状況である。

道路貨物（横浜市）

輸送量
前年同月比
地場 $\Delta 10.0\%$ 長距離 $+ 3.0\%$
海上コンテナ $\Delta 2.0\%$ 重量品 $\Delta 5.0\%$
平均前年同月比 $\Delta 3.5\%$
燃料価格が若干低下したものの運行経費は上昇しているため、依然として厳しい経営状況が続いている。2024年問題への対応のため、女性ドライバーを積極的に採用している企業が散見される。

歯科技工 前年同月と比較して製品の値上げの効果で増収、増益となった。気がかりなのは金価格の高騰で、歯科用貴金属の在庫がなくなる9月、10月に影響が出る。かつて、歯科技工業界を社会全体から見た三次元的視点で捉えるようにと指導を受けた。日本経済の中の歯科業界、その中にある歯科技工業界。マクロの視点で捉え、自分たちのスケールを掴めということだった。それぞれを数字で捉える構図であったが、当時からすでに歯科技工所の長時間労働や経営難、将来的な技工士不足の実態がうかがえた。歯科技工業界が厳しいことに変わらないが、このところの保険点数の改定など国や業界全体の課題に向けた動きが良い方向へ進むことを願う。

質屋 今年の8月は、昨年に増して猛暑日の日が多く、街中でも人通りも少なく、日中の来客も減少していた。例年8月は、お盆期間前にレジャー資金需要の貸し付けが多い月なのだが、これほど暑いと外出や屋外での活動を控えるためか質屋の需要も少ないように感じる。逆に受け戻しの客は、年金の支給月ということもあって、多かつたように思える。

*この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

&

A

第85回



社会保険労務士法人ここのは
社会保険労務士
益子英之先生

Q1. パートタイマー(有期雇用労働者)を、「勤怠不良」、「能力不足」を理由に、今回の契約期間満了をもって雇止め(更新拒否)したいと考えています。気をつける点はありますか？

A1.

雇い止めとは、有期雇用契約において、雇用期間を更新せずに契約を終了させることです。

有期労働契約は、期間の定めのない労働契約とは異なり、もともと契約期間を定めた契約ですので、契約満了期間が到来したときには、その労働契約は終了するのが原則です。

しかし、労使双方が契約期間満了で次の雇用契約を更新しないことについて合意があれば問題はありませんが、労働者が契約更新を希望している場合には契約期間が満了したからといって、当然に雇用契約を終了できるとは限らず、トラブルに発展する可能性がありますので注意が必要です。

1. 雇止め法理とは

契約期間が満了しても、これまで更新のたびに雇用契約書を取り交わすこともなく、実態として何年間も自動的に更新されてきていた場合などは、パートタイマーは、有期雇用契約を締結していることを自ら分かっているにもかかわらず、普通に仕事をしていれば当然に契約更新してもらえるだろうという期待を持ってしまうのもやむを得ません。この契約更新の期待を保護するために、労働契約法では一定の場合においては当然に雇止めが認められないこと定めています。これを「雇止め法理」といいます。

具体的に雇止めが無効と判断されるのは、以下のようなケースです。

- ①長期にわたって有期労働契約が反復継続されており、結果として、無期労働契約と実質的に異なる状態となっている場合(労働契約法19条1号)
- ②相当程度の反復更新がされている実態から、更新の合理的な期待が認められる場合(労働契約法19条2号)

つまり、雇い止めをするためには、会社は雇止めをすることの正当性(その更新の期待度が低いこと)を主張する必要があり、そこには客観的な理由・基準が求められます。

どのような場合に雇止めが主張できるかの理由・基準については、以下のようなことが考えられます。

- ①業務量が減少している(数値根拠などを明示しながら)
- ②業務内容が基幹的でなく補助的業務を担っていて、臨時性や調整要員の性格が強い職位であること(正社員とは明確に業務内容が異なっていること)
- ③同一のプロジェクト内では、派遣社員が契約終了となっており、業務量の低下が容易に想定できたはずであること
- ④更新契約の手続きは厳格に行っており、有期雇用契約であると認識する機会があったこと(明らかに期間の定めがない社員とは違うこと)
- ⑤採用時や更新時に契約満了日を双方確認していること

「勤怠不良」や「能力不足」を理由とする雇止めについては、客観的証拠が明示できればいいですが、明示ができないと会社または上司の主観が入っていると疑念を持たれてしまいます。また、これらの理由は会社の教育義務が追及されやすく、パートタイマーという補助的な業務について能力が高くないとはいけないのかという論点も出てきます。

雇止めの理由は、業務量の減少や業務内容など客観的な事実確認(資料提示)ができる理由を前面に出し、本人の能力や勤務態度の不良などは、二次的要素と位置づけたほうがよいでしょう。

2. 雇止め予告のタイミング

有期雇用契約の期間が満了すれば、当該契約は原則終了することになりますが、有期労働契約を更新しない場合は、少なくとも契約期間満了日の30日前までに、雇止め(更新拒否)することを予告し、その理由と併せて伝えなければなりません。なお、この予告は有期労働契約の更新が3回以上されているか、1年を超えて雇用されている労働者については義務になります。

また、有期雇用契約とは、少なくとも契約期間満了までは雇用が継続されることが前提です。そのため、契約期間中に解雇・契約解除をすることになる場合は、期間の定めのない労働契約よりも厳格な要件で判断され、「やむを得ない事情」がない限り解雇・契約解除することができません。

組合個別
専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和6年

11月6日(水)

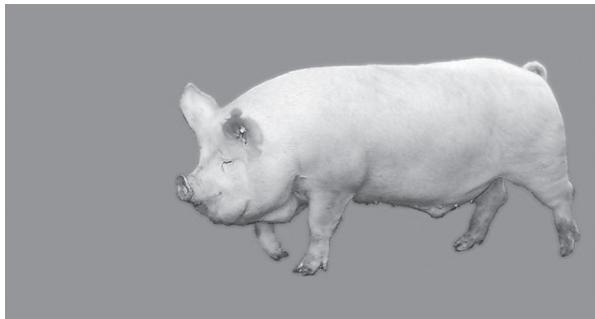
「zoom」による
オンライン相談
もできます。

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

逸 今月の品

『かながわの名産 100選』より



#85 高座豚

由来は戦前より旧高座地方で飼われていた中型種が起源。現在では県下で改良飼育され、肉質がきめ細かく柔らかで脂の質が良く、旨みが多いのが特徴。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。
「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 文化スポーツ観光局
観光課 国内プロモーショングループ
TEL : 045-210-5767(直通)

編集後記

今月号ではカスタマーハラスメントの現状を特集しました。サービス向上も大切ですが、従業員の心の健康にも配慮が必要です。双方が安心して向き合える環境づくりに向け、情報収集をしていただければと思います。

担当者 K

～神奈川県最低賃金の改定のお知らせ～

○令和6年10月1日から、神奈川県最低賃金は
時間額1,162円(50円引き上げ)
となります。

○神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者と使用者に適用されます。

○次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金



神奈川県信用保証協会

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～

かながわの中小企業を
応援します



ご利用のメリット

- 金融機関からスムーズな融資
- 事業の成長や経営改善もサポート

お問い合わせ先

ご相談は各支店でお受けしています
右のQRコードを読み取ってご確認ください ▶



LINE



経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BEST PARTNER
 大樹生命



従業員のための
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱(口座振替月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクに
 対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201
 横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780
 湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 ISM藤沢6F TEL:0466-23-3721
 町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
 R-2023-1009 (2023.9)

「ともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



神奈川営業部 横浜支店 川崎支店 横浜西口支店

〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40

TEL:045(201)3952

案内図



〒231-0015
横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センター9階
TEL (045)633-5131
FAX (045)633-5139



<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



JR関内駅北口 徒歩5分
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩3分
みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分